

**地方税制における税源偏在の是正方策の方向性について  
(素案)**

**参考資料**

全国知事会地方税財政常任委員会  
地方税財政制度研究会

## 地方税制における税源偏在の是正方策の方向性について（素案） 参考資料（目次）

- 資料 1 地方税の偏在是正に向けた検討について
- 資料 2 第二期地方分権改革への提言（抄）（H19.7.13 全国知事会議）
- 資料 3 引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分
- 資料 4 平成 20 年度予算の編成等に関する建議（抜粋）（H19.11.19 財政制度審議会）
- 資料 5 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税（イメージ）
- 資料 6 地方税の偏在是正方策について
- 資料 7 地方税源の充実強化と税源偏在の是正について～緊急提言～（抜粋）  
（H19.11.7 全国知事会地方税制小委員会）
- 資料 8 地方公共団体間の財政力格差の是正についての意見（抜粋）（H19.11.16 地方財政審議会）
- 資料 9 ドイツにおける財政調整制度について（半谷委員説明資料）
- 資料 10 地方共有税構想について
- 資料 11 国と地方の協議の場に関する法律の概要
- 資料 12 分権型社会のビジョン（中間報告）抜粋【提言 1】「地方行財政会議」の設置
- 資料 13 諸外国の財政調整制度の比較（未定稿）
- 資料 14 世界地方自治憲章草案及びヨーロッパ地方自治憲章（抜粋）
- 資料 15 大法人に対する外形標準課税の割合を拡大した場合の偏在度等の試算
- 資料 16 分割基準について  
（資料 15、資料 16 は、H24.10.23 地方法人課税のあり方等に関する検討会 配布資料から抜粋）

# 地方税の偏在是正に向けた検討について

資料 1

## 【「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(概要)】(抜粋)

税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について(第7条関係)

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

### 全国知事会 (H24.7.20) 提言(抜粋)

#### Ⅱ 税制抜本改革の推進 1 社会保障と税の一体改革 (6) 税源の偏在性の是正

税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきであり、その際には、①消費税と地方法人課税の税源交換、②「地方共有税」の創設、③地方税の一部を地方の共通財源と位置付け調整する仕組みの導入を含めた幅広い検討を行うべきである。

## 全国知事会に「地方税財政制度研究会」を設置

### ○ 設置目的

これからの地方税の充実を基本とする地方税財源の拡充を見据えつつ、地方税制における税源偏在の是正方策について幅広く検討する。

### ○ 検討スケジュール

- ・平成24年度 中間論点整理
- ・平成25年度秋 見直しの基本的な方向性 とりまとめ

### ○ 研究会構成委員

座長: 植田 和弘 (京都大学教授)  
井手 英策 (慶応義塾大学准教授)  
関口 智 (立教大学准教授)  
半谷 俊彦 (和光大学教授)  
淵 圭吾 (学習院大学教授)

※ H24: 第1回9/7、第2回10/5、第3回11/26  
H25: 第4回1/17、第5回4/3、第6回5/24

# 「第二期地方分権改革」への提言(抄) <H19.7.13 全国知事会議>

資料 2

## 2 税財政のあり方 ～税源移譲の実現～

### (2) 税源移譲にあたっての地域間の調整

(注)三位一体改革の第二期改革において、国と地方の税収比1:1を実現するため、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲に加えて、さらに6兆円の税源移譲を提言していた。

6兆円程度の税源移譲(注)を現実に進めるにあたっては、税の地域間偏在をどのようにして是正するのが、極めて重要な課題である。

6兆円程度の税源移譲が、地域間格差をより一層拡大させ、かえって地方自治を衰退させる懸念もあることから、税源移譲と税源の偏在調整は不可分のものとして行う必要がある。

ただし、この場合において、税財源の調整が優先され、地方分権の推進が地方間の水平調整に置き換えられることにより、都市圏と地方圏の間の争いに矮小化されないよう強く求めるものである。

こうした観点から、税源移譲にあたっての地域間の調整については、今後、地方分権改革推進委員会の検討状況を踏まえた全国知事会としての国庫補助負担金等や税源移譲の具体的な方策のとりまとめの中で進めることとなるが、その場合においては次の3点を基本とすべきと考える。

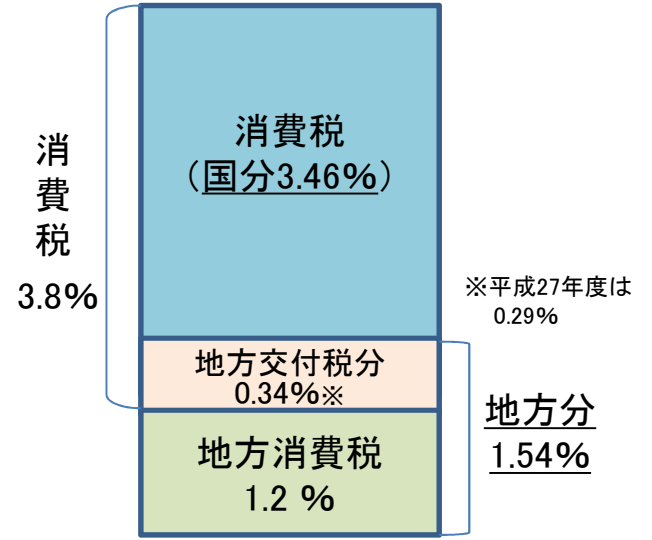
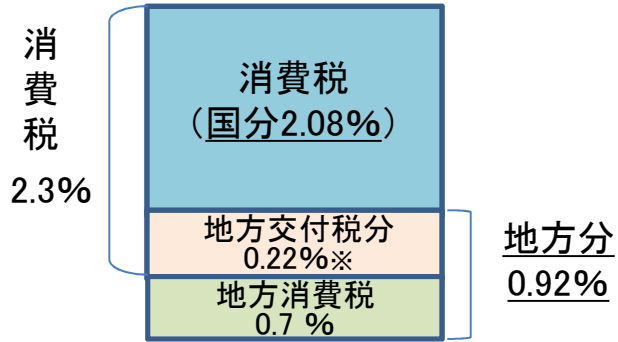
- ① 税源の移譲にあたっては、対象税目を偏在度の少ない税目、具体的には地方消費税、住民税とする。
- ② 地方税の税目については、可能な限り税源偏在の小さい仕組みとなるよう検討を行うとともに、国と地方の税源構成及び地方交付税原資の税目について見直しを行う。
- ③ 移譲財源の調整の問題については、各自治体の共通財源と位置付け、調整する仕組みの構築について検討を行う。

# 引上げ後の消費税収に係る国・地方の配分

引上げ分(社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分)

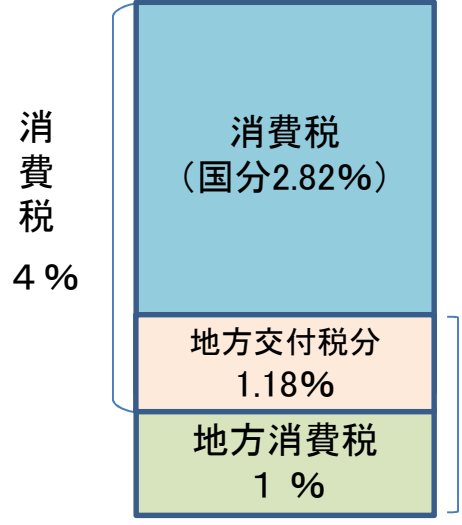
○消費税	6.3%	](地方分3.10%)
└国分	4.90%	
└交付税分	1.40%	
○地方消費税	1.7%	

○消費税	7.8%	](地方分3.72%)
└国分	6.28%	
└交付税分	1.52%	
○地方消費税	2.2%	

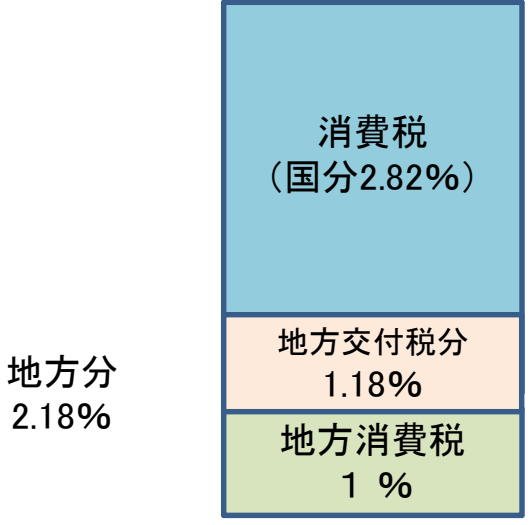


※平成27年度は0.29%

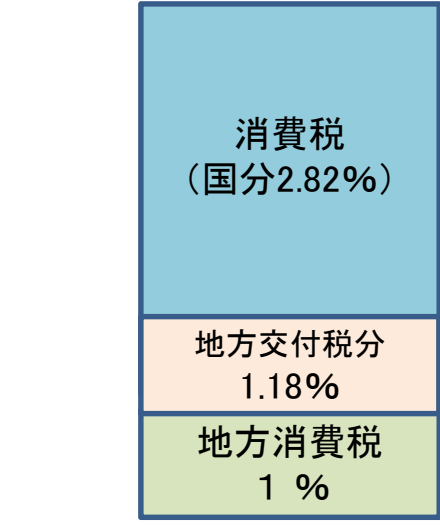
現行分(国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しない)



現行



消費税率(国・地方)8%時(平成26年4月～)



消費税率(国・地方)10%時(平成27年10月～)

# 平成20年度予算の編成等に関する建議(抜粋)

(財政制度審議会H19.11.19)

## 各論 2. 地方財政

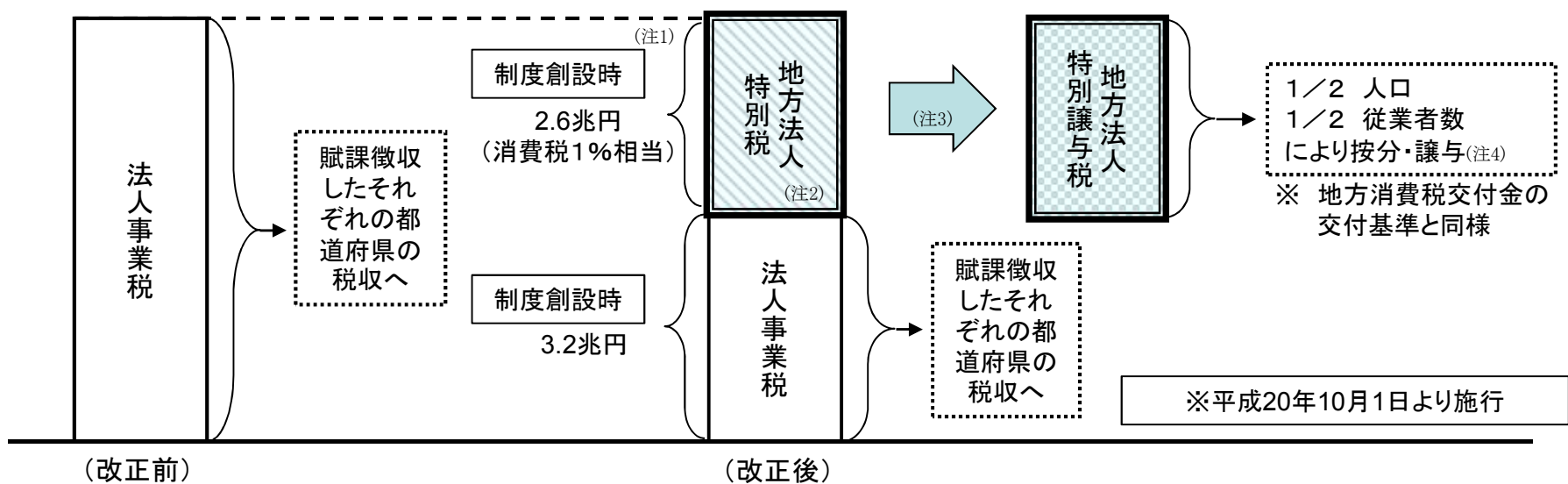
### (2) 地域間財政力格差の是正(抜粋)

- 現在の地方法人二税の在り方を抜本的に見直し、例えば、地方法人二税を地方の共同財源として位置付けた上で全国的に再配分するなど、各地域の経済活動の大きさと 税収とができるだけ乖離しないような仕組みとすることが考えられる。
- このような方法により、地方の共同財源的な形で地方法人二税を水平的に調整することは、「自立した自治体が国に依存せず、相互の連携・連帯によって支え合う」という地方分権の本来の姿に一步近づくものであり、分権推進の観点からも真剣に検討されるべきであると考える。
- 地域間の税収偏在是正のため、偏在度の高い地方法人二税を国税化し、それと同額の国の消費税を地方消費税とすべきとの議論がある。これについては、消費税は、世代間の公平を確保しつつ、今後増大する社会保障給付を安定的に賄う財源として極めて重要な税目であることを踏まえる必要があり、地域間格差是正の観点のみから消費税の在り方を検討するべきではないと考える。

# 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税（イメージ）

この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。）の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

## 地方法人特別税・譲与税のイメージ



(注) 1 制度創設(平成20年度改正)時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模(平年度化後)。なお、平成23年度当初の税収見込みをもととした場合は、その規模は1.6兆円(平年度化後)に縮小すると見込まれる。  
 2 地方法人特別税(国税)は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。  
 3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)。  
 4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

# 地方税の偏在是正方策について

## ◎社会保障・税一体改革大綱(抜粋) <平成24年2月17日 閣議決定>

### 第4章 税制抜本改革における各税目の改正内容等

#### 4. 地方税制

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であり、一体改革に併せて抜本的に見直す。

一体改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより地域間の税源偏在の是正の方策を講じる。その際には、これまでの偏在是正の方策に関する提言等も参考にしながら、国・地方の税制全体を通じた幅広い検討を行う。

## 【「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(概要)】(抜粋)

税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について(第7条関係)

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。



## 地方税源の充実強化と税源偏在の是正について～ 緊急提言 ～(抜粋)

(全国知事会地方税制小委員会H19.11.7)

### 2 法人二税の配分見直し論と格差是正のあり方について(抜粋)

- 現在、国において、東京をはじめとする大都市圏に集中している法人二税について人口等を基準として再配分することによって、地域間の税源偏在を是正しようとする議論が進められている。
- しかし、こうした議論は、地方税である法人二税を、当該地域における企業活動の有無やその実態を問わずに配分しようとするもので、応益負担などの地方税の原則に反するものであると言わざるを得ない。
- 法人二税が地方税である以上、地方団体が提供する行政サービスに対する応益負担や負担分任の原則に沿うものでなければならない。また、法人といえども地域社会の一員であること、都道府県が企業誘致等に努めるのは企業立地に伴う税源の涵養も重要な目的の一つとなっていること等にも十分配慮されるべきである。
- こうした観点からは、税源偏在の是正を国・地方とも税込中立の下で行う場合、地方交付税原資としての税目の見直しとあわせて行い、偏在性が大きく税込の変動が大きい法人二税と消費税の交換により、地方消費税を拡充することを基本として検討すべきである。

## 地方公共団体間の財政力格差の是正についての意見（抜粋）

（地方財政審議会H19.11.16）

### 第三 地方税収の偏在是正に向けた具体的な方策（抜粋）

- 地方税収全体が増えない中で、早急な地方税収の偏在是正方策が求められている状況においては、国の消費税の一部を地方消費税にする一方で、地方法人二税の一部を同額国税化する、いわゆる税源交換を基本に検討するべきである。
- 税源交換を行った場合、地方法人二税の税収シェアの大きな団体は税収が減少するが、地方消費税が充実されることにより、税収構造自体が安定化するというメリットもあり、全体として偏在度が小さく、安定的な地方税体系の構築に資する改革となる。
- なお、地方税収の偏在是正に関し、偏在の原因は地方法人二税にあることから、その税収を地方税のまま、地方公共団体間で人口等の基準で水平的に配分するべき、との主張がある。地方法人二税は地方公共団体内に存する法人に対して、当該団体が提供する行政サービスとの受益関係に着目して課税する地方税である。
- 地方税としての法人課税である限り、課税対象となる法人の支店や工場等の恒久的施設が存在しない地方公共団体には、課税権は存在し得ず、税収が帰属することはないことから、こうした主張は理論上成立し得ない。
- また、地方税についてこのような配分を行えば、地方税の根本原則である受益と負担の関係を完全に分断するばかりか、企業誘致など税源涵養に努力している地方公共団体が報われず、地域振興へのインセンティブや、納税者による行政監視の機能を損ないかねないことなどにも留意するべきである。

## ドイツにおける財政調整制度について

## 説明資料

2012年10月5日  
和光大学 半谷俊彦

## I ドイツ連邦財政調整制度の仕組み

## I-1. 税源配分

## (1) 地方制度と主な財源

主な財源		
国	連邦	共同税収連邦分、連邦税収
	州	共同税収州分、州税収、連邦補充交付金、州間財政調整交付金
自治体	郡	市町村からの分担金、州からの交付金
	市町村	共同税収市町村分、市町村税、州からの交付金

## (2) 課税権限配分

	立法	徴収	
共同税	連邦	州	
連邦税	連邦	州	
州税	連邦	州	
市町村税	法定税	連邦・税率は市町村が決定	市町村・課税標準査定のみ州
	法定外税	州法の範囲内で市町村が決定	市町村
関税	連邦	連邦	

## (3) 共同税収の連邦・州・市町村への配分

	配分方法・配分割合
所得税 給与所得源泉徴収分	税収の15%を市町村へ、残余の50%を連邦、50%を州へ。
所得税 申告納税分	税収の15%を市町村へ、残余の50%を連邦、50%を州へ。
所得税 資産所得源泉徴収分	税収の12%を市町村へ、残余の50%を連邦、50%を州へ。
法人税	税収の50%を連邦、50%を州へ。
売上税	必要に応じて変更。2012年は連邦53.8%、州44.2%、市町村2.0%。
営業税	市町村が連邦へ標準税額の14.5%、州へ49.5%（旧東独では20.5%）を拠出。旧東独州支援の財源として、2010年～2019年は州への拠出額を割り増し（2011年は6%）。

## (4) 税収額と構成比（2012年予算）

	税収 (百万 Euro)	構成比
共同税	412,528	70.6%
所得税	201,058	34.4%
法人税	19,070	3.3%
売上税	192,400	32.9%
連邦税	99,291	17.0%
保険税	10,670	1.8%
たばこ税	13,800	2.4%
コーヒー税	1,000	0.2%
ブランデー税	1,980	0.3%
エネルギー税	39,950	6.8%
電気税	6,805	1.2%
自動車税	8,325	1.4%
航空交通税	1,000	0.2%
核燃料税	2,300	0.4%
連帯付加税	13,000	2.2%
その他	461	0.1%

	税収 (百万 Euro)	構成比
州税	13,269	2.3%
相続税	6,045	1.0%
不動産取得税	4,774	0.8%
くじ税	1,415	0.2%
ビール税	685	0.1%
その他	350	0.1%
市町村税	54,632	9.3%
営業税	42,000	7.2%
不動産税 A	362	0.1%
不動産税 B	11,475	2.0%
その他	795	0.1%
関税	4,900	0.8%
税収合計	584,620	100.0%

※ Bundesministerium der Finanzen, "Finanzbericht 2012", 12. Aug. 2011, S.288 より作成。

## I-2. 連邦財政調整制度

## (1) 概要

	垂直的財政調整機能	水平的財政調整機能
1. 政府レベル間の任務配分	○	×
2. 政府レベル間の税源配分	○	×
3. 連邦財政調整制度		
(1) 売上税の連邦と州の間の配分	○	×
(2) 売上税の州間配分	×	○
(3) 州間財政調整	×	○
(4) 連邦補充交付金	○	○

## (2) 売上税の連邦と州の間の配分（連邦財政調整制度の第1段階）

- ・ 連邦へ一定割合を優先配分する。
- ・ 残余の2.2%を営業資本税廃止の補償分として市町村に配分する。
- ・ 残余を一定割合で連邦と州で分け合う。配分比率は連邦法改正や経済状況変化に応じて変更する。
- ・ 一定額を連邦法改正や経済状況変化に応じて連邦と州の間でやり取りする。

## (3) 売上税収の州間配分（連邦財政調整制度の第2段階）

- ・売上税収州分の25%を売上税を除く税収の1人あたり州平均額が全州平均額を下回る州へ優先配分する（州平均額が全州平均額を下回る額が小さいほど高い水準が補償される。最低補償水準は全州平均額の94.475%）。
- ・売上税収州分の75%を人口比例で各州へ配分する。

## (4) 州間財政調整（連邦財政調整制度の第3段階）

- ・課税力測定値（州の税収見積額に、標準税率による市町村税収見積額の64%を加算した金額）が調整額測定値（課税力測定値を補正人口に応じて各州に振り分けた金額）を上回る州が下回る州に交付金を交付する。
- ・課税力測定値が調整額測定値の80%未満である場合にはその差額の75%を、80%以上93%未満の場合には通減比例的にその差額の75%~70%を、93%以上の場合には通減比例的にその差額の70%~44%を受領することを意味している。最低補償水準は需要額測定値の73.415%となる。

## (5) 連邦補充交付金（連邦財政調整制度の第4段階）

- ・連邦から州への交付金は「連邦補充交付金」とよばれるが、一般的な財政力不足を補うための「一般連邦補充交付金」と、特別な需要を補償するための「特別需要連邦補充交付金」とに大別される。
- ・一般連邦補充交付金は、州間財政調整を行ってもなお財政力が不足する州に給付されるものである。調整額測定値の99.5%に満たない部分の77.5%が交付される。最低補償水準は調整額測定値の93.630815%となる。
- ・特別需要連邦補充交付金は必要に応じて個別の法律によって定額で規定される。2005年以降は、「旧東独州に対する特別需要連邦補充交付金」、「失業手当および社会給付の負担に対する特別需要連邦補充交付金」、「行政費用が相対的に高い中小州に対する特別需要連邦補充交付金」の3つのみが交付されている。

## (6) 州の歳入内訳（2012年予算）

	収入金額 (百万 Euro)	構成比
州税収	13,269	5.8%
共同税収州分	186,695	81.6%
連邦補充交付金	11,838	5.2%
その他	16,876	7.4%
総歳入（州債除く）	228,678	100.0%

※ Bundesministerium der Finanzen, "Finanzbericht 2012", 12. Aug. 2011, S.298 より作成。

## (7) 財政調整の規模（2010年決算）

	総額 (百万 Euro)	最大受領額 (百万 Euro)
売上税収州分の25%	8,985	
州間財政調整	±6,985	2,884
一般連邦補充交付金	2,607	907
特別需要連邦補充交付金	10,260	2,625
旧東独州に対する交付金	8,743	2,280
失業手当および社会給付に対する交付金	1,000	319
相対的に高い行政費用に対する交付金	517	26

※ Bundesministerium der Finanzen, "Finanzbericht 2012", 12. Aug. 2011 より作成。

## II ドイツ連邦財政調整制度の形成過程

## II-1. ドイツ帝国における財政調整

- (1) 連邦（帝国）の独自税源は関税と個別消費税のみであり、主たる財源は州（邦）から帝国への分担金である。
- (2) 分担金は人口比例で各州に配分。総額は連邦議会で決定するものの、各州の代表者で構成される連邦参議院の同意を必要としたため、連邦は常に財源不足に悩まされていた。
- (3) 水平的財政調整機能を持つ制度はなく、分担金を通じた下から上への垂直的財政調整機能のみが存在した。

## II-2. ワイマール共和国における財政調整

- (1) 基幹税たる、所得税、法人税、売上税、を連邦税とした上で、州には税収の一定比率を分与するものとした。
- (2) 所得税と法人税は地域収入原則に基づいて各州に配分したため、州間には財政力格差が生じた。
- (3) 財政力格差は、売上税の税収を調整的に配分することと、連邦から各州へ補助金を交付することで縮小された。売上税と連邦補助金には、垂直的財政調整機能と水平的財政調整機能の双方が与えられていたといえる。

### II-3. ドイツ連邦共和国建国時の憲法規定に基づく財政調整

- (1) 戦後憲法は、各州の代表者からなる機関によって制定された。財政力の強い州は、州により多くの財源をおくドイツ帝國的な制度を、財政力の弱い州は、連邦に多大な財源を与えるワイマール共和國的な制度を主張した。
- (2) 関税と売上税が連邦税とされ、所得税と法人税は州税とされた。
- (3) 連邦は州への補助金を通じて州間の財政力調整を行い得るものとされ、その資金を、連邦参議院の同意のもと、州税に請求することができるものとされた。この規定に基づき、1951年以降、連邦は州税である所得税と法人税の一定割合（1951年は27%、1952年は37%、1953年以降は38%）を請求するようになった。
- (4) 1951年には暫定的な州間財政調整の仕組みが構築された。財政の強力な州の抛出に調整基金を組み、財政力が平均以下の州にこれを配分するものとされた。
- (5) この時期の財政調整制度は以下のように整理することができる。

	機能
連邦による所得税と法人税の一部要求	下から上への垂直的財政調整
連邦から財政弱体州への補助金	水平的財政調整機能を持つ上から下への垂直的財政調整
暫定的な州間財政調整制度	州レベルでの水平的財政調整

### II-4. 1955年憲法改正に基づく財政調整

- (1) 所得税と法人税が州税から共同税へと変更された。売上税は連邦税のまま。連邦と州の間における共同税の配分比率は、連邦法によって州に追加的な財政需要が生じたときに、連邦参議院の同意の下にこれを変更するものとされた（関連性の原則）。
- (2) 州間財政調整制度が制度化され、最低補償水準は租税力全州平均の88.75%とされた。
- (3) この時期の財政調整制度は以下のように整理することができる。

	機能
所得税と法人税の垂直的配分	下から上への垂直的財政調整
州間財政調整制度	州レベルでの水平的財政調整

### II-5. 1969年憲法改正に基づく財政調整

- (1) 共同税である所得税と法人税の、連邦と州の間における配分比率が憲法によって固定された。両税に課税標準の州間分割が導入された（所得税収のうち給与所得分を給与所得者の居住地に分配し、法人税収を付加価値の比率で事業所所在地に分配する）。
- (2) 売上税が共同税とされ、連邦と州の間における配分比率は、経済状況に変化が生じたときに、あるいは連邦法によって州に追加的な財政需要が生じたときに、連邦参議院の同意の下にこれを変更するものとされた。売上税収州分の25%は州間で調整的に配分されることとされた。
- (3) 州間財政調整制度が抜本的に改正された。
- (4) 連邦補充交付金が制度化された。
- (5) これ以降の財政調整制度は以下のように整理することができる。

	機能
売上税の垂直的配分	連邦と州の間での垂直的財政調整
売上税の水平的配分	州レベルでの水平的財政調整
州間財政調整制度	州レベルでの水平的財政調整
連邦補充交付金	水平的財政調整機能を伴う上から下への垂直的財政調整

### III ドイツ連邦財政調整制度の特徴

- (1) ドイツ帝国は、財政強力州が財政弱体州を取り込む形で実現された。第2次世界大戦後は、州ごとの分割統治から始まっており、州が連邦を作り上げる形で建国された。ドイツは今なお、統一国家実現（中央集権化）へのベクトル上にある。
- (2) ドイツの連邦制度は「執行連邦制」と呼ばれるもので、徴税を含め、行政の大部分が州によって執行される。連邦の執行機関は、国防、入管、関税、鉄道、郵便などに限定されている。
- (3) 州の利害に関わる連邦法の制定ならびに改定（共同税ならびに連邦財政調整制度の変更を含む）連邦参議院の同意が必要とされる。
- (4) 連邦法の改正に伴って州の財政需要が増加する場合には、関連性の原則に基づき、連邦法によって州の財源を補償しなければならない（州税の増税、税収の垂直的配分比率の変更など）。
- (5) ドイツの財政調整制度（税源の垂直的配分、州間の税収配分、州間の財政調整）は、連邦、財政強力州、財政弱体州の綱引きによって決定されてきた。

- (6) 1949年の憲法規定では、財政強力州に有利な税源分離方式が採用された（州税たる所得税と法人税は地域収入原則による）。1955年の憲法改正では、所得税と法人税が共同税とされ、やや連邦に有利な形に改められた。1969年改正では、人口と租税力格差に基づいて配分される売上税が共同税とされ、財政弱体州がやや有利になった。
- (7) 1949年の憲法規定では、税収の調整的配分は実現しなかったため、暫定的な州間財政調整制度が形成された。1955年の憲法改正以降は、連邦から州への目的補助金が一時的に増加し、州間の水平的財政調整における連邦の役割が増大していった。1969年の憲法改正では、連邦が売上税を共同税へと譲歩すると共に、連邦補充交付金を引き受け、財政強力州が所得税と法人税に課税標準の州間分割を導入することで、増大する水平的財政調整の要請を満たすようになった。

## IV ドイツ連邦財政調整制度の実務

### IV-1. 資金の流れ

- (1) 連邦政府は関税以外に徴税機関を持っていない。連邦税（連邦が税収を得る税）も共同税も州の税務当局が徴税し、連邦に納付する。
- (2) 共同税は、州が徴収した税収の一定割合を連邦に納めるというものであるが、課税力（1人あたり税収）の低い州は、財政調整（売上税収75%の人口比例配分、売上税収25%の調整的配分、州間財政調整）が無かったならば納めたであろう金額よりも少ない金額を、課税力の高い州は、財政調整が無かったならば納めたであろう金額よりも多い金額を、連邦に納付することになる。その意味では、財政調整は納付額を算定する手順のひとつに過ぎない。
- (3) 州が他の州へ支払うことはない。

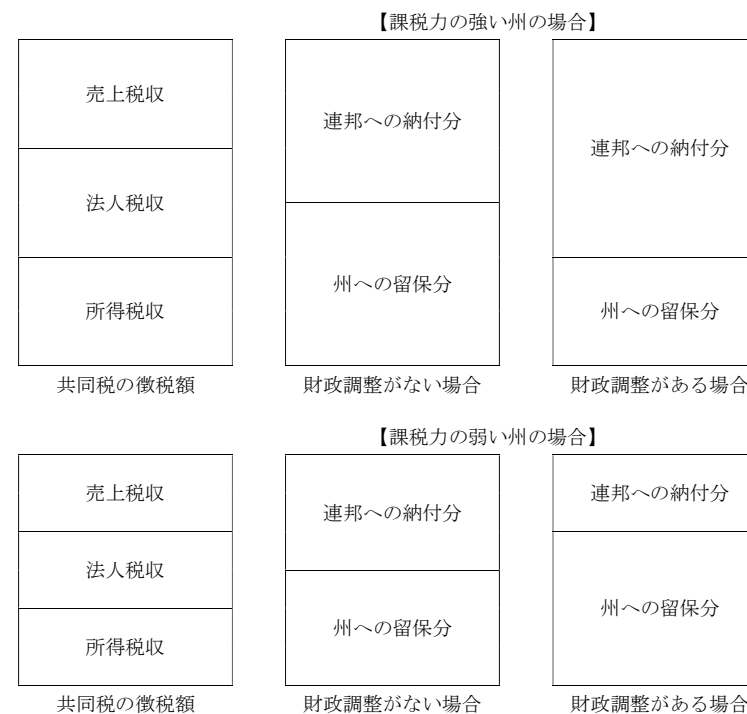
### IV-2. 納付額の計算

- (1) 州が連邦へ納付する共同税の金額は、地域的収入額（その州で徴税された金額）が基準となる。
- (2) 所得税収額と法人税収額が分割基準によって増減される（所得税収のうち給与所得源泉徴収分を給与所得者の居住地に、法人税収を付加価値の比率で事業所所在地に帰属せしめる）。これにより、企業の本社が集中している州では共同税収額（結果として州への留保額）が地域的収入額よりも小さくなり、それ以外の州では大きくなる。
- (3) 売上税収の75%が人口比例的に配分される。これにより、人口に対して売上税収の小さい州では共同税収額が地域的収入額よりも大きくなり、それ以外の州は小さくなる。
- (4) 売上税収の25%が、1人あたり税収の小さい州に優先配分される。これにより、1人あたり税収の

小さい州では共同税収額が地域的収入額よりも大きくなる。

- (5) ここまでで確定した所得税収額、法人税収額、売上税収額のそれぞれ一定割合が、連邦への納付額となる。
- (6) 州間財政調整により、補正人口1人あたり税収の小さい州は、連邦への売上税収納付額が減額され、大きい州は増額される。

### IV-3. 納付額算定のイメージ図



## V 添付資料：連邦財政調整法の概要 (2012.7.29 改定版)

### V-1. 売上税収の連邦と州の間の配分

(1) 売上税収の以下の割合に相当する金額が連邦に割り当てられる。

2007年	3.89%
2008年	4.42%
2009年以降	4.45%

(2) (1)の残額の以下の割合に相当する金額 (2006年までは(1)がないので、売上税収の以下の割合に相当する金額) が、公的年金保険に対する連邦補助金の原資として、連邦に割り当てられる。

1998年	3.64%
1996年～2006年	5.63%
2007年	5.15%
2008年以降	5.05%

(3) (2)の残額の 2.2%に相当する金額が、市町村税である営業資本税廃止の補償分として、市町村に割り当てられる。

(4) (3)の残額の 50.5%に相当する金額が連邦に、49.5%に相当する金額が州に割り当てられる (州の負担となる家族給付の連邦による財源補償分を含む。この配分比率は 1998年のもの)。

(5) (4)に定める配分比率は、毎年見直される。

	連邦分	州分	理由
2000年	-0.25%point	+0.25%point	児童手当の引き上げ (2000.1.1 実施分)
2000年	-0.25%point	+0.25%point	家族給付補償分の見直し
2002年	-0.65%point	+0.65%point	家族支援の引き上げ (2001.8.16 実施分)
2002年	-0.65%point	+0.65%point	家族給付補償分の見直し
2007年	+0.08%point	-0.08%point	売上税率の引き上げ (2007.1.1 実施分)
2008年	+0.1%point	-0.1%point	同上

(6) 州分から以下の金額が減算され、同額が連邦分に加算される。

2005年～2006年	2,322,712,000 Euro
2007年～2008年	2,262,712,000 Euro
2009年	1,727,712,000 Euro
2010年	1,372,712,000 Euro
2011年	1,912,712,000 Euro
2012年	1,007,212,000 Euro

2013年	966,212,000 Euro
2014年以降	980,712,000 Euro

(7) 児童手当引き上げ (2009.1.1 実施分) の財源補償分として(6)に定める金額に以下の変更を加える。

2009年	-794,000,000 Euro
2010年	-281,000,000 Euro
2011年	+152,000,000 Euro

(8) (4)に含まれる家族給付の財源補償分を調整するため、州の増額分に以下の変更を加える。

2009年	+794,000,000 Euro
2010年	+281,000,000 Euro
2011年	-152,000,000 Euro

(9) 旧東独州に対する援助の財源として、以下の金額を州分から減算し、連邦分へ加算する。

2011年	266,666,666 Euro
2012年以降	400,000,000 Euro

(10) 児童手当引き上げ (2010.1.1 実施分) の財源として(6)に定める金額に以下の変更を加える。

2010年以降	-1,326,000,000 Euro
---------	---------------------

(11) (4)に含まれる家族給付の財源補償分を調整するため、州の増額分に以下の変更を加える。

2010年以降	+1,326,000,000 Euro
---------	---------------------

### V-2. 売上税収の州間配分

(1) 売上税収州分の 25%は、売上税を除く税収の 1人あたり州平均額が全州平均額を下回る全ての州へ優先的に配分される。優先的配分額は、1人あたり州平均額が 1人あたり全州平均額の 97%未満の場合には、1人あたり全州平均額に当該州の住民数を乗じたものに、さらに

$$(19/20) \times X - (21/4000)$$

を乗じることによって求められる。1人あたり州平均額が 1人あたり全州平均額の 97%以上の場合には、上の式に代わって、

$$X \times \{(35/6) \times X + (3/5)\}$$

が乗じられる。Xは、1から売上税を除く税収の 1人あたり州平均額的全州平均額に対する比率を減じた数値である。優先的配分額の合計額が売上税収州分の 25%を上回る場合、各州への優先的配分額は均等に減額される。

(2) 売上税収州分のうち優先的配分を行った残余は (売上税収州分の 75%) は、全ての州に人口比例的に配分される。

### V-3. 州間財政調整

- (1) 州間財政調整においては、各州の「課税力測定値」と「調整額測定値」が求められ、前者が後者を上回る州が交付金を抛出し、下回る州が交付金を受領する。
- (2) 課税力測定値とは各州の課税力の見積りであるが、州の税収見積りに市町村税収見積り合計額の64%を加算することによって求める。
- (3) 調整額測定値は各州の財政需要の大きさを相対的に示すものであるが、各州の課税力測定値を合計し、これを各州の補正人口の合計で除したものに、各州の補正人口を乗じることによって算定される。補正人口は、州の住民数に補正係数を乗じたものと、州内市町村の合計住民数に補正係数を乗じたものを合計することによって求められる。単純に州と州内市町村の住民数を合計したものではなく補正人口を用いるのは、人口過密都市、大規模都市、過疎地域について、人口を割増することによってそうした地域に生じる追加的需要を考慮するためである。州の住民数に適用される補正係数はベルリン、プレーメン、ハンブルクの3都市州が135%、それ以外の州が100%で、州内市町村の合計住民数に適用される補正係数は、3都市州が135%、メクレンブルク・フォアポーマルン州が105%、ブランデンブルク州が103%、ザクセン・アンハルト州が102%、それ以外の州が100%となっている。

- (4) 交付金受領州の受領額は次のように求められる。課税力測定値が調整額測定値の80%未満である場合は

$$(3/4) \times X - 317/20000$$

を、80%以上93%未満である場合は

$$X \times \{(5/26) \times X + (35/52)\} - (2121/260000)$$

を、93%以上である場合は

$$X \times \{(13/7) \times X + (11/25)\}$$

を調整額測定値に乗じた額が、各受領州の受領額とされる。Xは、1を課税力測定値の調整額測定値に対する比率を減じた数値である。これは、課税力測定値が調整額測定値の80%未満である場合にはその差額の75%を、80%以上93%未満の場合には通減比例的にその差額の75%~70%を、93%以上の場合には通減比例的にその差額の70%~44%を受領することを意味している。

- (5) 交付金抛出州の抛出額は次のように算定される。課税力測定値が調整額測定値の107%未満である場合は

$$X \times \{(13/7) \times X + (11/25)\}$$

を、107%以上120%未満である場合は

$$X \times \{(5/26) \times X + (35/52)\} - (2121/260000)$$

を、120%以上である場合は

$$(3/4) \times X - 317/20000$$

を調整額測定値に乗じた額が、各抛出州の調整義務額とされる。Xは、課税力測定値の調整額測定値に対する比率から1を減じた数値である。但し、これに基づいて計算された抛出額が、課税力測定値が調整額測定値を超過する額の72.5%を上回る場合、上回る部分の負担は交付金受領州も含め

た全州で按分する。

### V-4. 連邦補充交付金

- (1) 連邦から州への交付金は「連邦補充交付金」とよばれるが、一般的な財政力不足を補うための「一般連邦補充交付金」と、特別な需要を補償するための「特別需要連邦補充交付金」とに大別される。特別需要連邦補充交付金は必要に応じて個別の法律によって規定される。2005年以降は、「旧東独州に対する特別需要連邦補充交付金」、「失業手当および社会給付の負担に対する特別需要連邦補充交付金」、「行政費用が相対的に高い中小州に対する特別需要連邦補充交付金」の3つのみが交付されている。
- (2) 一般連邦補充交付金は、州間財政調整を行ってもなお財政力が不足する州に給付されるものである。調整額測定値の99.5%に満たない部分の77.5%が交付される。
- (3) 「旧東独州に対する特別需要連邦補充交付金」として2005年から2019年まで、以下の金額が交付される。

2005年	10,532,613,000 Euro
2006年	10,481,484,000 Euro
2007年	10,379,225,000 Euro
2008年	10,225,838,000 Euro
2009年	9,510,029,000 Euro
2010年	8,743,091,000 Euro
2011年	8,027,283,000 Euro
2012年	7,260,345,000 Euro
2013年	6,544,536,000 Euro
2014年	5,777,598,000 Euro
2015年	5,061,790,000 Euro
2016年	4,294,852,000 Euro
2017年	3,579,043,000 Euro
2018年	2,812,105,000 Euro
2019年	2,096,397,000 Euro

上記の金額は、以下の比率で各州に配分される。

ベルリン	19.020610%
ブランデンブルク	14.326911%
メクレンブルク・フォアポーマルン	10.536374%
ザクセン	26.075481%
ザクセン・アンハルト	15.733214%
チューリンゲン	14.307410%



- (4) 「失業手当および社会給付の負担に対する特別需要連邦補充交付金」として、以下の 5 州に、以下の金額を交付する。2013 年以降、連邦と州は共同で 3 年ごとに交付額の見直しを行う。

2005 年～2011 年	
ブランデンブルク	190,000,000 Euro
メックレンブルク・フォアポーマーレン	128,000,000 Euro
ザクセン	319,000,000 Euro
ザクセン・アンハルト	187,000,000 Euro
チューリンゲン	176,000,000 Euro
2012 年以降	
ブランデンブルク	153,330,000 Euro
メックレンブルク・フォアポーマーレン	103,296,000 Euro
ザクセン	257,433,000 Euro
ザクセン・アンハルト	150,909,000 Euro
チューリンゲン	142,032,000 Euro

2012 年と 2013 年については、交付額を以下の金額だけ減じる。

ブランデンブルク	18,335,000 Euro
メックレンブルク・フォアポーマーレン	12,352,000 Euro
ザクセン	30,783,500 Euro
ザクセン・アンハルト	18,045,500 Euro
チューリンゲン	16,984,000 Euro

- (5) 「行政費用が相対的に高い中小州に対する特別需要連邦補充交付金」として、以下の 10 州に、以下の金額を交付する。2008 年以降、連邦と州は共同で 5 年ごとに交付額の見直しを行う。

ベルリン	43,460,000 Euro	旧東西独・都市州
ブランデンブルク	55,220,000 Euro	旧東独
メックレンブルク・フォアポーマーレン	61,355,000 Euro	旧東独
ザクセン	25,565,000 Euro	旧東独
ザクセン・アンハルト	52,663,000 Euro	旧東独
チューリンゲン	55,731,000 Euro	旧東独
ブレーメン	60,332,000 Euro	旧西独・都市州
ラインラント・プファルツ	46,016,000 Euro	旧西独
ザールラント	63,400,000 Euro	旧西独
シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン	53,174,000 Euro	旧西独

## 地方共有税構想について

資料 10

地方分権の推進に関する意見書(抄)(H18.6.7 地方六団体が内閣・国会に提出)

### 【提言4】

「地方交付税」を「地方共有税」に

～法定率を見直し、特別会計に直入、特例加算・特別会計借入を廃止

1. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられるものではなく、『自らの財源を他の自治体のために融通しあうことにより、全ての自治体が国に依存せずに、住民に対して一定水準の行政サービスを提供できるようにすべきである』との考え方に基づく、セーフティネットとしての性格を持つものであることを、その制度上、明確にするため、「(仮)地方行財政会議」において検討の上、以下の7項目の改革を一体的に行うこととする。
  - (1) 名称を以下のとおり変更する。
    - ① 国民から国の特別会計に入るまで「地方共有税」
    - ② 国の特別会計を出て自治体に入るまで「地方共有税調整金」
  - (2) 国の一般会計を通さずに、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れる。
  - (3) 現在の財源不足(H18年度 8.7兆円)を解消するため、地方共有税(地方交付税)の法定率の引上げを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。
  - (4) 3年から5年に一度、地方共有税(地方交付税)の法定率の変更を行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。
  - (5) その他の年度は、財源不足があれば地方債または「地方共有税及び譲与税特別会計」内に新たに設置する基金により調整する。
  - (6) 特例加算や特別会計による借入れは行わない。
  - (7) 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方共有税(地方交付税)の法定率を引き上げる。

※各自治体の「地方共有税調整金」の額の調整及び決定について、地方が参画のうえ、責任をもって行える仕組みを検討すべき。

# 国と地方の協議の場に関する法律の概要

## 概要

### ① 構成・運営

#### ・ 議員

国：内閣官房長官、特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、  
内閣総理大臣が指定する国務大臣

《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》

地方：地方六団体代表（各 1 人）《副議長を互選》

#### ・ 臨時の議員

議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長

#### ・ 内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

### ② 協議の対象

次に掲げる事項のうち重要なもの

- ・ 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- ・ 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- ・ 経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

### ③ 招集等

- ・ 内閣総理大臣が招集（毎年度一定回数。臨時招集も可）
- ・ 議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

### ④ 分科会

分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

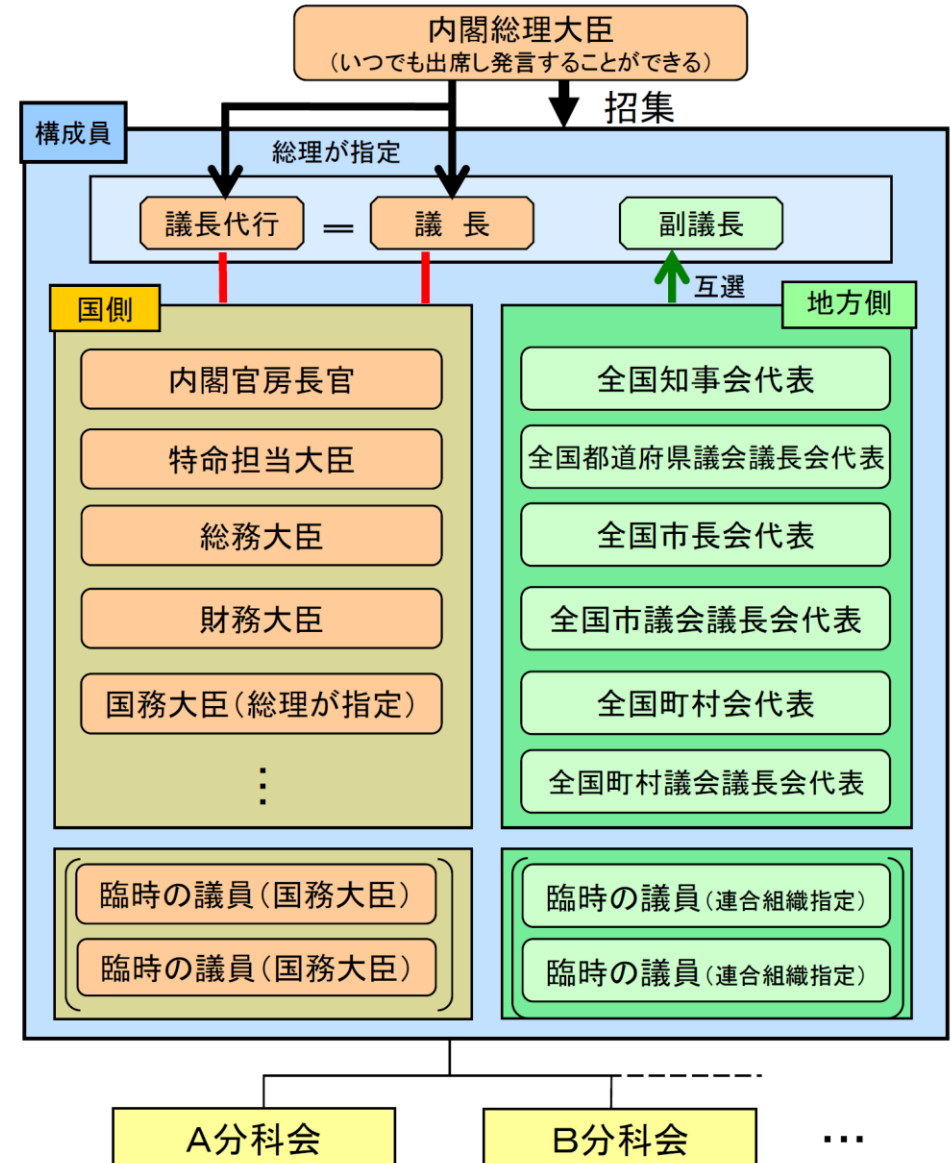
### ⑤ 国会への報告

議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

### ⑥ 協議結果の尊重

協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

## イメージ



※分科会については、協議の場に諮って定める

【提言 1】

「地方行財政会議」の設置  
～「国と地方の協議の場」の法定化

1. 「(仮) 地方行財政会議」の設置

(1) 趣 旨

分権改革の推進を図るため、地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見が政府の政策立案及び執行に反映されるよう、新たな組織を法律により設置する。

(2) 事務及び権限

以下の事項のうち重要なものについて、政府または地方からの申し出により協議を行い、政府は、会議において協議が整った事項については、その結果を尊重するよう努めるものとする。

- ① 国と地方の役割分担のあり方
- ② 国による関与・義務づけのあり方
- ③ 地方が処理する事務の経費に係る国の補助負担のあり方
- ④ 地方税財政制度のあり方
- ⑤ 地方への新たな事務または負担の義務づけとなる法令、施策等

(3) 構成等

- ① 内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、他関係大臣  
国会議員  
地方六団体各代表  
民間有識者  
但し、民間有識者は、政府推薦者と地方推薦者の同数とする。  
なお、必要に応じて、内閣総理大臣の出席を求めることができる。
- ② 内閣官房長官と全国知事会会長を共同議長とする。
- ③ 独自の事務局を設け、政府と地方から参画する。

2. 「(仮) 地方行財政会議」が法律により設置されるまでの間、現在の「国と地方の協議の場」を維持し、協議を継続的に行うこととする。

＜考え方＞

1. 分権改革を含めた内政の政策立案に関する地方の参画

第一期改革において、「国と地方の協議の場」が設けられたが、政策形成のために十分に機能したとは言い難い。

従って、地方分権一括法<sup>1</sup>で国と地方の関係を「上下・主従」から「対等・協力」と位置づけた意義を具体化し、地方分権の推進を加速させるとともに、自治体が、その行財政運営に関して自らが決定し、責任を負うことを明確化させるため、国と地方の役割分担や地方税財政制度等について、国と地方が共同のテーブルについて協議を行う「内政の政策立案に関する地方の参画」システムとして「(仮) 地方行財政会議」を法定化することが必要である。

2. 「国と地方の協議の場」の維持・継続

「(仮) 地方行財政会議」が法律により設置されるまでの間、地方分権や地方行財政に関する制度についての地方の考え方が国に十分に伝わらないということがないよう、現在の「国と地方の協議の場」を維持し、協議を継続的に行うことが必要である。

3. 「(仮) 地方財政委員会」の設置

現在ある地方財政審議会<sup>2</sup>については、地方財政計画<sup>3</sup>、地方共有税（地方交付税）、地方税、国庫補助負担金等に関することについて、その権限を強化するとともに、地方六団体の代表を加え、その名称を「(仮) 地方財政委員会」に変更することも考えられる。

<sup>1</sup> 地方分権一括法・・・平成12年（2000年）4月施行。地方自治法を中心に475本に及ぶ膨大な法改正を行い、機関委任事務を廃止し、自治体の事務を自治事務と法定受託事務に整理し、国の関与等を限定化。

<sup>2</sup> 地方財政審議会・・・地方交付税などの地方行財政に関して、その権限に属する事項を処理し、総務大臣に対し必要な勧告を行い、関係機関に意見を述べることのできる総務省の附属機関。

<sup>3</sup> 地方財政計画・・・財源保障機能と財源調整機能を持つ地方交付税の必要額を導き出すことを主な役割として、自治体全体の1年間の歳入及び歳出の規模についての見込みを示すもの。

# 世界地方自治憲章草案 及びヨーロッパ地方自治憲章 (抜粋)

※ 世界地方自治憲章草案は、現在のところ未採択である。  
(ヨーロッパ地方自治憲章は、昭和 60 年 6 月 27 日採択  
昭和 63 年 9 月 1 日発効)

## ○ 世界地方自治憲章 (WORLD CHARTER OF LOCAL SELF-GOVERNMENT)

### 第 4 条 地方自治の範囲

(Article 4. Scope of local self-government)

- 1 地方自治体は、法律により自らの権限から除外されている事項または他の行政主体に付与されている事項を除いて、地方行政に係る事項について自らの発意に基づいて行動する自由を有する。  
(1. Local authorities shall have full discretion to exercise their initiative with regard to all local matters which are not excluded by law from their competence nor assigned to any other authority.)
- 2 (略)
- 3 行政の責務は一般的に市民に一番近い行政主体によって行われるべきである、ということの意味する補完及び近接の原理に基づき、地方自治体の責務の中央政府等の行政主体への移転は、技術的・経済的な効率性の要請に基づくものであり、また、市民の利益により正当化されるものでなければならない。  
(3. In accordance with the principle of subsidiarity and proximity, which means that public responsibilities shall generally be exercised by those authorities which are closest to the citizen, any allocation of responsibility to another authority must be based on the requirements of technical or economic efficiency and shall be justified only by common interest of citizens.)
- 4 権能及び責務は、通常、完全・排他的な形で地方自治体に与えられ、他のレベルの行政主体と権能を共有することは避けるべきである。それらは、侵されてはならず、法による規制及び指針以外によっては、中央政府等の行政主体によって制限されてはならない。  
(4. Powers and responsibilities given to local authorities shall normally be full and exclusive, avoiding competencies shared with other levels of government. They should not be undermined, and may not be limited by another authority except on the basis of regulations and guidelines as provided for by law.)
- 5～7 (略)

### 第 9 条 地方自治体の財源

(Article 9. Financial resources of local authorities)

- 1 地方自治体は、自らの業務と責務を実行するため、様々な財源を有しなければならない。地方自治体は、自らの権能の枠組みの中で使用する、自らの、又は自らに移転される適当な財源についての権能を有しなければならない。  
(1. Local authorities shall have access to a broad variety of financial resources to carry out their tasks and responsibilities. They shall be entitled to adequate resources of their own or transferred to them, which they may use or dispose of within the framework of their powers.)
- 2 地方自治体の財源は、業務と責務に対応したものであり、また、財政の持続性と信頼を保障するものでなければならない。国によるすべての業務・責務の移転は、対応する適当な財源を伴うものでなければならない。  
(2. Local authorities' financial resources shall be commensurate with their tasks and responsibilities and ensure financial sustainability and self-reliance. Any transfer or delegation of tasks or responsibilities by the state shall be accompanied by corresponding

and adequate financial resources.)

- 3 地方自治体の財源のかかりの割合は、地方税、手数料又は負担金の枠組み（税率階層）又は立法による調整にかかわらず、提供するサービスの費用を賄うため、自ら率を決定する権限を有する地方税、手数料又は負担金によるものでなければならない。  
(3.A significant proportion of the financial resources of local authorities shall derive from local taxes, fees and charges to cover the costs of services provided by them and of which they have the power to determine the rate, notwithstanding their framing (tax brackets) or coordination by legislation.)
- 4 地方自治体が賦課する権限を有する税、又は割当を保証されている税は、業務と需要に対応したものであり、かつ、地方自治体の担う責任に見合っているよう、十分に一般性、伸張性、柔軟性を備えたものでなければならない。  
(4.Taxes which local authorities shall be entitled to levy, or of which they receive a guaranteed share, shall be proportional to their tasks and needs and of a sufficiently general, dynamic and flexible nature to enable them to keep pace with their responsibilities.)
- 5 脆弱な地方自治体のため、財政の持続性を、垂直的（国と地方自治体間）、水平的（地方自治体間）又はその両方であると問わず、特に財政調整制度により保護しなければならない。  
(5.Financial sustainability, especially for weaker local authorities should be protected through a system of financial equalization, be it vertical (between state and local authorities) or horizontal (among local authorities) or both.)
- 6 垂直的・水平的な均等化を含む財政調整制度のルールを決める過程への地方自治体の参加を、法律で保障しなければならない。  
(6.Legislation shall guarantee the participation of local authorities in framing the rules governing the general apportionment of redistributed resources including both vertical and horizontal equalization.)
- 7 できる限り、地方自治体への財政配分は地方自治体の優先事項を尊重し、また、特定の事業を指定することのないようにしなければならない。交付金の支給は、自らの司法権の範囲内で政治的行動の自由を行使する地方自治体の基本的な自由を妨げるものであってはならない。  
(7.As far as possible, financial allocations to local authorities shall respect their priorities and shall not be earmarked for specific projects. The provision of grants shall not remove the basic freedom of local authorities to exercise policy discretion within their own jurisdiction.)
- 8 設備投資のための借入のため、地方自治体は国内及び国際資本市場を利用できなければならない。  
(8.For the purpose of borrowing for capital investment, local authorities shall have access to the national and international capital markets.)

## ○ ヨーロッパ地方自治憲章（European Charter of Local Self-Government）

### 第4条 地方自治の範囲

(Article 4 Scope of local self-government)

- 1 地方自治体の基本的な権限と責務は、憲法又はこれに準ずるような基本法において規定されなければならない。ただし、法律に違反しない限りにおいて、地方自治体に対し、特定の事項に係る規定を設ける権限及び責務を与えることを妨げるものではない。  
(1.The basic powers and responsibilities of local authorities shall be prescribed by the constitution or by statute. However, this provision shall not prevent the attribution to local authorities of powers and responsibilities for specific purposes in accordance with the law.)
  - 2 地方自治体は、法律の範囲内において、自己の機能に属しないとされた事項及び他の地方自治体の権能とされた事項以外の事項については、その処理に関し、完全な裁量権を有するものとする。  
(2.Local authorities shall, within the limits of the law, have full discretion to exercise their initiative with regard to any matter which is not excluded from their competence nor assigned to another authority.)
  - 3 公的部門が担うべき責務は、原則として、最も市民に身近な公共団体が優先的にこれを執行するものとする。国など他の公共団体にその責務を委ねる場合は、当該責務の範囲及び性質並びに効率性及び経済上の必要性を勘案したうえで、これを行わなければならない。  
(3.Public responsibilities shall generally be exercised, in preference, by those authorities which are closest to the citizen. Allocation of responsibility to another authority should weigh up the extent and nature of the task and requirements of efficiency and economy.)
  - 4 地方自治体に与えられる権限は、原則として完全かつ排他的なものでなければならない。この権限は法律による場合を除き、中央政府又は他の地方政府によって侵され、又は制限されてはならない。  
(4.Powers given to local authorities shall normally be full and exclusive. They may not be undermined or limited by another, central or regional, authority except as provided for by the law.)
- 5・6 略

### 第9条 地方自治体の財源

(Article 9 Financial resources of local authorities)

- 1 地方自治体は、国家の経済政策の範囲内において、かつ自らその権限の範囲内において、自由に使用することのできる適切かつ固有の財源を付与されなければならない。  
(1.Local authorities shall be entitled, within national economic policy, to adequate financial resources of their own, of which they may dispose freely within the framework of their powers.)

- 2 地方自治体の財源は、憲法及び法律によって付与された責務に相応するものでなければならない。
- (2. Local authorities' financial resources shall be commensurate with the responsibilities provided for by the constitution and the law. )
- 3 地方自治体の財源の少なくとも一部は、法律の範囲内において、当該地方自治体が自らその水準を決定することができる地方税及び料金から構成されるものとする。
- (3. Part at least of the financial resources of local authorities shall derive from local taxes and charges of which, within the limits of statute, they have the power to determine the rate. )
- 4 地方自治体に付与される財源の構造は、その責務の遂行に相応して伸張していくことができるよう、十分に多様でかつ弾力的なものでなければならない。
- (4. The financial systems on which resources available to local authorities are based shall be of a sufficiently diversified and buoyant nature to enable them to keep pace as far as practically possible with the real evolution of the cost of carrying out their tasks. )
- 5 財政力の弱い地方自治体を保護するため、財政収入及び財政需要の不均衡による影響を是正することを目的とした財政調整制度又はこれに準ずる仕組みを設けるものとする。ただし、これは、地方自治体が自己の権限の範囲において行使する自主性を損なうようなものであってはならない。
- (5. The protection of financially weaker local authorities calls for the institution of financial equalisation procedures or equivalent measures which are designed to correct the effects of the unequal distribution of potential sources of finance and of the financial burden they must support. Such procedures or measures shall not diminish the discretion local authorities may exercise within their own sphere of responsibility. )
- 6 地方自治体は、財源の地方自治体への再配分に当たっては、その再配分の手法につき、適切な方法によりその意見を申し出る機会を与えられなければならない。
- (6. Local authorities shall be consulted, in an appropriate manner, on the way in which redistributed resources are to be allocated to them. )
- 7 地方自治体に対する補助金又は交付金は、可能な限り、特定目的に限定されないものでなければならない。補助金又は交付金の交付は、地方自治体はその権限の範囲内において政策的な裁量権を行使する基本的自由を奪うようなものであってはならない。
- (7. As far as possible, grants to local authorities shall not be earmarked for the financing of specific projects. The provision of grants shall not remove the basic freedom of local authorities to exercise policy discretion within their own jurisdiction. )
- 8 投資的経費の財源を借入金によって賄うため、地方自治体は、法律による制限の範囲内において国内の資本市場に参入することができる。
- (8. For the purpose of borrowing for capital investment, local authorities shall have access to the national capital market within the limits of the law. )

## 大法人に対する外形標準課税の割合を拡大した場合の偏在度等の試算

- 付加価値割に振り替える割合を高めた場合、偏在度を示す指標は低下  
 ○資本割に振り替える割合を高めた場合、偏在度を示す指標は上昇

		人口(※1)1人当たり 税収の最大(東京都) ／最小の倍率	東京都のシェア	
実績(平成17～22年度平均)	28,420億円	10.1倍	27.2%	
	所得割 20,945億円	10.8倍	27.1%	
	付加価値割 4,978億円	7.9倍	25.6%	
	資本割 2,497億円	12.5倍	31.3%	
シナリオ シフト	【パターン1】所得割の全部を税収比2:1(※2)で付加価値割と資本割に振り替える		8.5倍	27.5%
	付加価値割 18,917億円			
	資本割 9,465億円			
	【パターン2】所得割の全部を付加価値割に振り替える		8.1倍	26.1%
	付加価値割 25,886億円			
	資本割 2,497億円			
【パターン3】所得割の全部を資本割に振り替える		11.1倍	30.3%	
付加価値割 4,978億円				
資本割 23,426億円				

※1 平成22年度末住民基本台帳人口 ※2 現行の付加価値割と資本割の税率は、税収比が概ね2:1となるよう設定された



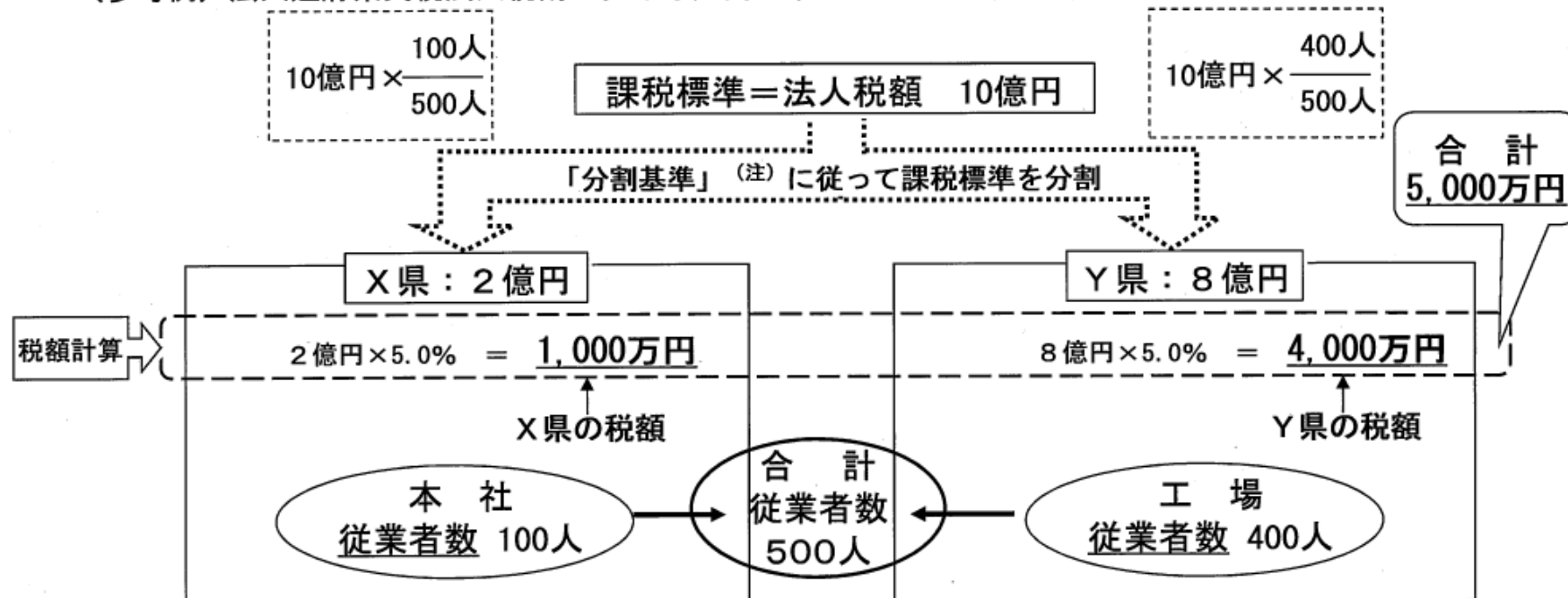
## 法人二税の分割基準の概要

- 法人二税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する地方団体が課税
- 法人の事務所等が2以上の地方団体にある場合、課税権の調整が必要



「分割基準」= 課税標準を事務所等の所在する地方団体に分割する基準

(参考例) 法人道府県民税法人税割における分割基準のイメージ (法人税額が10億円のA社の場合)



(注) 法人住民税法人税割における分割基準は、従業者数である

## 法人事業税の分割基準の見直しの経緯①

### 昭和26年

- ・ 従来は通達によって地方団体の条例又は規則により定められてきた分割基準を法律に明定
- ・ 製造業、電気・ガス供給業等では「固定資産の価額」と「従業者数」の2つの基準、その他の事業にあつては、「従業者の給与額」によって分割
- ・ 企業の活動量をより適切に表す指標として「従業者の給与額」を「従業者数」に改正

### 昭和29年

- ・ 従業者数で分割することを原則としつつ、企業の活動量をより適切に表す指標として、電気・ガス供給業及び倉庫業は「固定資産の価額」、地方鉄道事業及び軌道事業は「軌道の延長キロメートル」、銀行業及び保険業は2分の1を「事業所数」、2分の1を「従業者数」とした

### 昭和37年

- ・ 技術革新に基づく機械化、自動化の傾向が著しいために、製造業においては現業部門の従業員が急激に減少し、税収が本社等管理部門を有する府県に集中する傾向があるといわれたことから、実際上の効果から考え、製造業の資本金1億円以上の法人に限り「本社管理部門の従業者数」を2分の1と計算することとした

### 昭和42年

- ・ 従前、従業者数については、月ごとの異動を反映させるために「各月の末日現在の従業者数」の合計額によっていたが、計算等が煩雑であることから、原則として「各事業年度の末日現在における従業者数」によることとし簡素化

### 昭和45年

- ・ 企業の管理中枢機能が本社に集中する傾向が製造業のみならずすべての業種に及びつつある傾向にかんがみ、製造業以外の事業を行う法人で従業者数を分割基準とするものについても、「本社管理部門の従業者数」を2分の1として算定することとし、分割基準の合理化を図った

### 昭和47年

- ・ 電気供給業について、発電所がその事業活動の根幹をなし、事業収入は発電所の活動に負うところが極めて大きく、発電所の事業活動と所在道府県から受ける行政サービスが密接であることから、2分の1を「発電所の固定資産の価額」、2分の1を「その他の固定資産の価額」とした

## 法人事業税の分割基準の見直しの経緯②

### 昭和57年

- ・ 昭和47年改正と同様、発電所の事業活動をより重視し、4分の3を「発電所の固定資産の価額」、4分の1を「その他の固定資産の価額」とした

### 平成元年

- ・ 証券会社における貯蓄性商品の取り扱い等に伴う証券投資の大衆化や銀行における公共債の窓販業務などの証券業務の拡大を背景に、証券業と銀行業の業務形態が近接してきたことに鑑み、証券会社の分割基準を銀行業と同様、2分の1を「事務所数」、2分の1を「従業者数」とした
- ・ 経済のサービス化を背景に企業の合理化が進み、OA化、FA化が着実に進展、また工場においては自動組立装置、NC工作機械、産業用ロボット等の導入が進み、製造業の就業構造に大きな変化が見られ、工場の従業者数が大幅に減少、これに対し、本支店の従業者数は大幅に増加したことから、「資本金1億円以上の製造業の工場従業者数」を1.5倍とした

### 平成17年

- ・ 法人は効率化・高付加価値化を追求するため、IT化、アウトソーシング化、ネットワーク化等を進めている。言い換えると、マンパワーに依存せず、むしろ店舗立地戦略、ネットワーク戦略等を重視しており、従業者を減らす方向にあることから、従業者数だけで事業活動の規模を表すことが難しくなっている
- ・ 宅配業のネットワーク戦略や小売業の店舗戦略など、事務所等数が事業活動を支える要素として重要となっていることに鑑み、非製造業の分割基準について2分の1を「事務所数」、2分の1を「従業者数」とした
- ・ また、法人における管理部門の形態が、事業部制や分社化の導入、アウトソーシングの活用等で多様化・分散化しつつあること、事業所数基準の導入と趣旨が重複すること等から、管理部門の従業者数の圧縮措置の意義・効果が乏しくなったため、「本社管理部門の従業者数」を2分の1とする圧縮措置は、廃止した
- ・ 総務省が見直しによる影響額の試算を各都道府県に依頼した結果、東京都で約600億円、大阪府で約80億円の減収となり、その他の道府県では増収と見込まれた

(各年「改正地方税制詳解」等による)